

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における申立期間①に係る標準賞与額の記録を、11万8,000円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成22年2月1日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月25日
② 平成22年1月31日から同年2月1日まで

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準賞与額が実際の賞与支給額より低いと思う。また、申立期間②について、平成22年1月31日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日とされ、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A法人から提出された賃金台帳及び事業主の供述から、申立人は、申立期間①において同法人から11万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたもの

と認められる。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与額を誤って届け出たとしていたことから、年金事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A法人から提出された出勤簿及び事業主の供述から、申立人は、申立期間②において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給料明細書及びA法人から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書及び賃金台帳で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失年月日を平成22年1月31日と誤って記載したとしていたことから、その結果、年金事務所は、申立人の同年1月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年7月までの期間、43年2月から同年6月までの期間、44年1月から45年3月までの期間及び47年5月から48年12月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和42年1月から同年7月まで
② 昭和43年2月から同年6月まで
③ 昭和44年1月から45年3月まで
④ 昭和47年5月から48年12月まで

義父に勧められて昭和42年1月に国民年金の加入手続を行って、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したが、当該期間について保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の夫はそれぞれの申立期間において厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、当該期間において国民年金へ加入する場合には任意加入することになるが、制度上、国民年金の任意加入は遡及して加入することができないことから、申立人が所持する国民年金手帳により確認できる昭和49年1月9日に任意加入被保険者として資格取得した時点では、それよりも前となる申立期間については、国民年金に加入することができず、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記国民年金手帳で確認できる資格取得日はオンライン記録と一致している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 20 日から 39 年 3 月 4 日まで
昭和 37 年 12 月に A 組合（現在は、B 組合）に就職し、平成 13 年 10 月まで継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、当該組合は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、上部団体の C 組合で厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 組合に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、同組合は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、上部団体である C 組合の厚生年金保険に加入していたと思うと主張しているところ、同組合は既に解散しており、元事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入など当時の状況について不明としている上、申立人が同組合の職員として名前を挙げた者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入等について供述を得ることができない。

また、B 組合では、申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明としている上、同僚からも申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を C 組合又は A 組合の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 56 年 4 月 16 日まで
A事業所及びB社（現在は、C社）に昭和 51 年 9 月頃から 56 年 5 月頃まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所及びB社に勤務していたとして、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、C社は「B社に経営支援が行われる前のA事業所の経営陣及び従業員については、厚生年金保険への加入は昭和 56 年 4 月からなので、申立人の申立期間については給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しているところ、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時のA事業所の事業主及び申立人が挙げた複数の同僚は、申立人と同様、同年 4 月 16 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚は「厚生年金保険に加入したのは、事業所がB社の傘下となった後の昭和 56 年 4 月からだった。それまでは、各自で国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険証番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月5日から41年9月1日まで
② 昭和43年6月21日から46年10月1日まで

申立期間①について、A法人（昭和40年11月15日にB法人に名称変更）に勤務していたが、年金記録が無い。同僚が当該事業所において厚生年金保険に加入していたそうなので、自分も加入していたと思う。

また、申立期間②について、C事業所（現在は、D組合）に勤務していたが、同事業所と同じくE連合に加盟していたF組合G事業所に勤務した期間は厚生年金保険の被保険者となっているのに、C事業所に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B法人における複数の同僚は、期間は定かでないものの、申立人が同事業所に勤務していたと回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所という健康保険・厚生年金保険適用事業所は見当たらない上、適用事業所名簿によると、B法人が健康保険・厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年10月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B法人は昭和58年5月31日に健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同事業所の理事長の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B法人における同僚の一人は、昭和42年10月に健康保険・

厚生年金保険に加入するようになって、給与から控除される保険料の多さに驚いた記憶がある旨の回答をしている。

- 2 申立期間②について、C事業所における複数の同僚は、期間は定かでないものの、申立人が同事業所に勤務していたと供述している。

しかしながら、D組合は、申立期間②当時の資料は保管していないと回答している上、申立期間②当時の事務長（故人）に照会することができないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除状況は不明である。

また、C事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、事業主欄に申立人の名前が記載されていることは確認できるものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、申立期間②において健康保険証の番号に欠番は無い。

- 3 このほか、両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。